

宮城県介護員養成研修実施要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条第1項に規定する介護員養成研修の実施については、政令及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、政令及び省令に定めるもののほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 介護等 専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことをいう。
- (2) 介護員 介護等を業とする者をいう。
- (3) 訪問介護員 訪問介護に従事する者をいう。
- (4) 主任訪問介護員 訪問介護員のうち、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の訪問介護員に対する指導監督その他の訪問介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行う者をいう。

(実施主体)

第3条 介護員養成研修(以下「研修」という。)の実施主体は知事又は知事の指定を受けた介護員養成研修事業者(以下「指定研修事業者」という。)とする。

- 2 指定研修事業者が実施する研修は、受講生の保護のためにやむを得ない場合を除き、研修の一部又は全部を委託してはならないものとする。

(研修の課程等)

第4条 研修の課程並びに各課程の研修時間数及び目的は、別表のとおりとする。

(受講対象者)

第5条 介護職員基礎研修課程の受講対象者は、介護福祉士の資格を所持しない者で、今後介護員として従事しようとする者又は現任の介護員とする。

- 2 訪問介護に関する1級課程(以下「1級課程」という。)、訪問介護に関する2級課程(以下「2級課程」という。)の受講対象者は、今後訪問介護員として従事しようとする者又は現任の訪問介護員とする。ただし、1級課程の受講対象者は、2級課程を修了した後に訪問介護員としての実務経験が1年以上あり、かつ、業務に従事した日数が180日以上である者とする。

(研修期間)

第6条 研修は、原則として、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に掲げる期間内に修了するも

のとする。

- (1) 介護職員基礎研修課程 3年以内
- (2) 1級課程 1年以内
- (3) 2級課程 8月以内

2 前項の規定にかかわらず、研修期間を延長する場合は、それぞれ次の期間を超えることはできないものとする。

- (1) 介護職員基礎研修課程 4年
- (2) 1級課程 2年
- (3) 2級課程 1年6月

(研修科目等)

第7条 第4条に規定する研修の各課程の研修科目及びその科目の研修時間数は、別紙1に定めるとおりとする。

2 前項に規定する各研修科目において履修すべき内容は、介護職員基礎研修課程にあっては別紙2、その他の課程にあっては別紙3に定める内容を網羅するものとする。

(テキスト)

第8条 介護職員基礎研修課程において使用するテキストは、別紙2において科目ごとに規定する修了時の評価ポイントをすべて修得するために必要な内容を網羅したものとし、その他の課程において使用するテキストは、「訪問介護員養成研修テキスト作成指針(平成11年11月1日訪問介護員養成研修テキスト作成指針策定委員会作成)」に基づいて作成されたものとする。

(カリキュラムの策定)

第9条 研修は、必ず、講義、演習及び実習を組み合わせ実施するものとし、カリキュラムの策定に当たっては、受講生が理解しやすいよう配慮して行うものとする。

2 演習は、当該演習科目に関連する知識を修得するために必要な講義を実施した上で行うものとする。

3 実習は、すべての講義及び演習が終了した後に実施するものとする。この場合において、模擬実習又はビデオ学習による実習は、行ってはならないものとする。

(講師の選定基準)

第10条 前条の講義等の講師は、別紙4に定める基準に適合する者でなければならない。

2 演習のうち介護技術を教授するものについては、前項の講師の数を受講生おおむね20人につき1人の割合で配置するものとする。

(実習施設の選定基準)

第11条 実習は、別紙5に定める実習施設のうち、知事又は市町村長の指定を受けた介護保険指定事業者であって、かつ、原則として当該指定から1年以上経過している実習施設において実施するものとする。

(研修科目の免除)

- 第 1 2 条 介護職員基礎研修課程の研修の実施において、1 級課程又は 2 級課程を修了した者にあつては基礎理解とその展開の一部の研修科目を、介護員として 1 年以上の実務経験を有する者にあつては基礎理解とその展開の一部の研修科目及び実習の全部をそれぞれ免除できるものとし、免除できる研修科目の内容は別紙 6 に定めるとおりとする。この場合において、介護員として 1 年以上の実務経験を有する者とは、高齢者の介護等の業務に従事した期間が通算 3 6 5 日以上であり、かつ、現に就労した日数が通算 1 8 0 日以上である者をいう。
- 2 2 級課程の研修の実施において、次の各号に掲げる者にあつては、研修科目の一部を免除できるものとし、免除できる研修科目の内容は別紙 7 に定めるとおりとする。
- (1) 3 級課程を修了した者
 - (2) 別紙 5 の 3 (1) に規定する実習施設に該当する事業所において 介護員として 1 年以上の実務経験を有する者
 - (3) 介護アテンドサービス士の認定を受けている者
 - (4) 赤十字家庭看護法介助員 (ホームヘルパーコース修了者)
- 3 知事又は指定研修事業者 (以下「研修主催者」という。) は、前 3 項の規定により研修科目を免除する場合にあつては、免除対象となる条件に該当することを証明する書類 (資格証等の写し、業務従事証明書) を確認し、その写しを保管しなければならない。

(通信制の場合の基準)

- 第 1 3 条 研修主催者は、講義を通信の方法で行う場合は、次の基準に適合するよう研修を実施するものとする。
- (1) 通信の方法によって行うことができる研修時間は、次の課程のそれぞれに定める時間数を上限とする。
 - イ 介護職員基礎研修課程 別紙 8 のとおり
 - ロ 1 級課程 8 4 時間
 - ハ 2 級課程 5 8 時間
 - (2) 受講生が家庭等において学習する日数は、各研修科目ごとに当該科目の講義時間数を 2 で除して得られる数に相当する日数を下回ってはならない。
 - (3) 第 1 0 条の規定に適合する講師による適切な添削指導が行われること。
 - (4) 1 級課程及び 2 級課程にあつては、通信による学習の習熟度を確認し、適切な指導を行うため、口頭試問、演習等を内容とする面接指導を行うものとする。この場合において、第 2 号に定める日数が経過していない研修科目については、面接指導を行うことができないものとする。
 - (5) 前号の面接指導は、おおむね 1 0 人以内のグループに対して 1 名の講師が指導を行うものとし、面接指導の時間数は、1 級課程では 1 6 時間以上、2 級課程では 8 時間以上とする。

(研修実施上の留意事項)

- 第 1 4 条 研修主催者は、研修の実施に際し、次の各号の要件を満たさなければならない。
- (1) 講義、演習及び実習は宮城県内で行うこと。

- (2) 1クラスの受講定員は40人以下とすること。
- (3) 演習のうち介護技術を教授するものについては、受講生おおむね10人に対し、ベッド、車いす、ポータブルトイレ等の機器を各1台以上準備し、全員が演習内容を十分に学習できるよう措置すること。
- (4) 実習施設の機能や役割、各実習の目的、実習における注意事項等について、あらかじめオリエンテーションを実施すること。
- (5) 実習を通じて知り得た秘密の保持については、特に厳守するよう受講生に徹底すること。
- (6) 受講を希望する者に研修内容等を明示するため、次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、受講を希望する者に対して周知すること。

- イ 開講目的
- ロ 研修の名称及び課程
- ハ 実施場所
- ニ 研修期間
- ホ カリキュラム
- ヘ 講師の氏名
- ト 研修修了の認定方法
- チ 受講資格
- リ 定員
- ヌ 受講手続（募集要領）
- ル 授業料、実習費等
- ヲ 科目免除の取扱い及び手続
- ワ 補講の取扱い
- カ 問い合わせ先（住所、電話番号）

- (7) 研修主催者は、別紙9に例示する情報をホームページ等を通じて積極的に開示するよう努めること。

（修了の認定）

- 第15条 研修主催者は、試験、レポートその他の方法により、各受講生の知識及び技術の修得状況を評価するものとする。
- 2 研修主催者は、前項の評価を実施する場合において、おおむね7割以上の理解度を目安に修了認定を行うものとし、当該基準に達しない受講生に対しては、補講等の措置を講じるよう努めるものとする。

（受講生保護に関する特例）

- 第16条 受講者の責めによらない事由により研修を継続することができなくなった研修主催者は、すみやかにその旨を知事に報告するとともに、当該研修の受講生が別の指定研修事業者が主催する研修を途中から受講できるよう、当該研修を修了していない受講生の履修状況を記載した書類（別紙様式第3号。以下「履修状況等証明書」という。）を作成の上、当該受講生に対して交付しなければならない。

- 2 履修状況等証明書を所持する受講生を受け入れた指定研修事業者は、当該履修状況等証明書に基づく未履修部分の研修を実施し、第15条に基づき評価及び認定したときは、当該受講生について研修の修了を認定することができる。
- 3 前項の規定による修了認定には、第6条の規定は適用しない。

(修了証明書の交付等)

- 第17条 知事が実施する研修に係る修了証明書及び携帯用修了証明書は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 指定研修事業者が実施する研修に係る修了証明書及び携帯用修了証明書は、別記様式第2号によるものとする。
 - 3 知事は、前2項の規定により修了証明書の交付を受けた者について、修了した研修の課程、修了証明書番号、修了年月日、氏名及び生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

(介護員養成研修事業者の指定)

- 第18条 政令第3条第1項第2号の規定に基づく介護員養成研修事業者及び介護員養成研修の指定に関する手続は、別に定める。

(長寿社会政策課長への協議等)

- 第19条 この要綱に基づき知事が行う研修を実施する課(室)長又は地方公所長は、研修の開始、変更、休止、廃止及び終了に当たり、その都度、別に定める指定研修事業者が行う手続に準じ、長寿社会政策課長あて協議又は報告するものとする。

(その他)

- 第20条 家庭奉仕員採用時研修(昭和57年9月8日社老第100号社会局老人福祉課長、社会局厚生課長、児童家庭局障害福祉課長連名通知による。)を修了した者又は平成2年度までに実施された家庭奉仕員講習会(昭和62年6月26日社老第84号社会局長、児童家庭局長連名通知による。)を修了した者については、本要綱に定める1級課程を修了したものとみなす。
- 2 看護師又は准看護師であって、現に訪問介護員として従事している者は、1級課程を修了したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年3月29日から施行する。
- 2 宮城県訪問介護員養成研修事業実施要綱(平成3年7月22日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に旧要綱に基づく1級課程、2級課程又は3級課程を修了した者については、

この要綱に定めるそれぞれの課程を修了したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年3月13日から施行する。

別表

研修の課程	研修時間数	研修の目的
介護職員基礎研修課程	500時間	介護員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務に当たる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすること。
1級課程	230時間	2級課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得すること。
2級課程	130時間	訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得すること。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の3級課程を修了した者とは、この要綱施行前の要綱に基づく3級課程を修了した者をいう。